

内閣参甲第六九号

昭和二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 芦 田 均

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

参議院議員小川友三君提出川越刑務所改修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出川越刑務所改修に関する質問に対する答弁書

川越少年刑務所は、昭和十五年頃埼玉縣入間郡大東村に移轉の計画を建て、敷地を買収し、移轉しようとして移築費の予算も認められたのであつたが、非常時局を理由として予算の節約を強行された結果立ち消えとなり、今日迄その移轉の実現をみない状態である。

戦後刑務所は多く戦災を蒙り、その復旧が急を要する結果、未だに同刑務所の移轉を実現し得ない。

本年度の予算においても、戦災復旧及び過剰拘禁の緩和のための工事を優先せしめねばならないため、その移轉又は改修を施し得ない現状であるが取りあえず最少限度の補強工作を施す予定である。